

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則 三三
- 告 示**
- 福島県議会定例会を招集する件 三三
- 公印を改刻しその使用を開始する件 三三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 三三
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 三三
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件三件 三三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三三
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三三
- 福島県教育委員会教育長 三三
- 公金の収納の事務を委託した件 三三

規 則

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則をここに公布する。
平成二十九年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十七号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条

例第九十六号。以下「条例」という。）第四条に規定する手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第二条 条例第一条の表四の項に定める技能検定試験手数料については、実技試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が受検する場合においては、条例別表一の表及び三の表に掲げる検定職種ごとに、次の表の上欄に掲げる検定の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を免除するものとする。

検定の区分		免除する額
一	条例別表二の表に規定する二級又は三級の実技試験	一職種につき 九千円
二	条例別表三の表に規定する三級の実技試験（条例別表三の表1の項に掲げる職種に限る。）	一職種につき 五千八百円
三	条例別表三の表に規定する三級の実技試験（条例別表三の表2の項に掲げる職種に限る。）	一職種につき 七千円
四	条例別表三の表に規定する三級の実技試験（条例別表三の表3の項に掲げる職種に限る。）	一職種につき 九千円

附 則
この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

(産業人材育成課)

告 示

福島県告示第四百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十九年六月二十日福島市に招集する。
平成二十九年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(総務課)

福島県告示第四百二十三号

公印を次のように改刻し、平成二十九年六月七日その使用を開始する。
平成二十九年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	公印の名称	印	公印管理者
10の7	福島県知事印(福島県相 双農林事務所)		福島県相双農林事務所 長

(文書法務課)

福島県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年六月六日から同年十月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
平成二十九年四月一日
届出年月日
平成二十九年五月二十四日
届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市崩免二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
富岡ショッピングプラザ 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央四百十六番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十九年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける	認可申請
--------------	-------------	------

細矢 誠	耶麻郡猪苗代町字今泉一九〇一	耶麻郡猪苗代町字窪南二三一一ほか十七筆	同	日
武藤 誉	耶麻郡猪苗代町大字八幡字白津四三二九	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰下二四ほか九筆	同	日
山崎 正徳	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字五十軒三三七一	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字砂川後二九五六一一ほか十三筆	同	日
横山 徹	耶麻郡猪苗代町字東谷地九六九	耶麻郡猪苗代町大字西館字宮田七一ほか一筆	同	日
渡部 政人	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲一二三	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲東一三〇ほか一筆	同	日
渡部 利	耶麻郡猪苗代町大字八幡字山神三七一	耶麻郡猪苗代町大字八幡字上野四一〇	同	日
佐藤 喜作	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙二一一四	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字小田一八ほか一筆	同	日
長谷川 吉徳	耶麻郡猪苗代町字町島田一六〇三	耶麻郡猪苗代町大字磐里字磐崎一一六ほか三筆	同	日
株式会社 若宮 若くさく	河沼郡会津坂下町大字牛川字寿ノ宮一九〇五	河沼郡会津坂下町大字牛川字寿ノ宮三三ほか三十八筆	同	日
佐藤 武喜	河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一八四	河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一五九一ほか十七筆	同	日
小林 和弘	河沼郡会津坂下町大字大沖字沖中七一三	河沼郡会津坂下町大字大沖字砂子田三一ほか十四筆	同	日

齋藤 公一	河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八	河沼郡会津坂下町大字宮古字村田三八ほか十一筆	同	日
有 限 会 社 藤川 農産	河沼郡会津坂下町大字片門字片門甲五〇	河沼郡会津坂下町大字片門字仲南六五九ほか十四筆	同	日
渡部 敦	河沼郡会津坂下町大字白狐字中原甲八六	河沼郡会津坂下町大字白狐字南原一七ほか八筆	同	日
石見 一詞	河沼郡会津坂下町大字高寺字窪倉二六七	河沼郡会津坂下町大字高寺字小苗代八一ほか二筆	同	日
小野 巧	河沼郡会津坂下町大字坂本字村中乙五八	河沼郡会津坂下町大字塔寺字馬場五三ほか二十筆	同	日
小野 憲一	河沼郡会津坂下町大字坂本字村中乙五八	河沼郡会津坂下町大字坂本字原中乙一二三八ほか二十三筆	同	日
鴻巣 泰一	大沼郡会津美里町新屋敷字南向乙五三四	大沼郡会津美里町米田字米沢二八ほか一筆	同	日
石黒 忠雄	大沼郡会津美里町境野字二軒三八二	大沼郡会津美里町境野字境野一三三ほか四筆	同	日
木野 光一	大沼郡会津美里町字黒川六	大沼郡会津美里町字竹原二三一ほか二筆	同	日
有 限 会 社 グリーンサービ	大沼郡会津美里町鶴野辺字家ノ前甲六〇二	大沼郡会津美里町米田字根岸一五四ほか四十三筆	同	日
國分 猛	大沼郡会津美里町米田字屋敷乙一四〇六	大沼郡会津美里町沼田字前林一三ほか六筆	同	日
山内 久哉	大沼郡会津美里町沼田字百目貫甲一三二二	大沼郡会津美里町沼田字出戸田沢四一ほか七筆	同	日

公 告

(農業担い手課)

ム 有 限 会 社 日 本 イ チ ヨ ウ フ ア ー	か 合 同 会 社 ね っ	佐 藤 泉 太	株 式 会 社 I S E S A P E U R	佐 藤 好 正	横 山 久 弥	本 名 高 記	
相馬郡新地町駒ヶ嶺 字大沢北四九一	南会津郡只見町大字 梁取字沖九九八	南会津郡只見町大字 叶津字入叶津二八	南会津郡只見町大字 坂田字仮安平七五八	南会津郡只見町大字 福井字宮ノ前五一六	南会津郡只見町大字 黒谷字町一五一	南会津郡只見町大字 黒谷字沖一六八二	五
相馬郡新地町駒ヶ嶺字鹿 狼三二一―一ほか四筆	南会津郡只見町大字梁取 字森戸三〇ほか四十筆	南会津郡只見町大字叶津 字入中島一六〇―四三ほ か十四筆	南会津郡只見町大字福井 字三日町三五〇ほか六筆	南会津郡只見町大字黒谷 字井戸尻八二ほか四十一 筆	南会津郡只見町大字黒谷 字上野四三〇ほか十一筆	南会津郡只見町大字黒谷 字田中一五八八ほか三十 一筆	
同	同	同	同	同	同	同	
日	日	日	日	日	日	日	

公告第123号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
316,224,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第124号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
42,724,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第125号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
191,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十九年六月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

下郷町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 星 新栄 南会津郡下郷町大字沢田字前田乙四三五番地

（農村計画課）

公告第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十九年六月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良事業を行う 地区名

土地改良事業の 種類

た者の名称

梁川町土地改良区

同

和田山

ため池

災害

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年六月六日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立西郷支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 ギャラリー野の花

(一) 所在地 福島県白河市巡り矢七十五番地一

2 名称 株式会社楽市白河

(二) 所在地 福島県白河市本町二番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

（特別支援教育課）